

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年12月13日

金曜日

号外(2)

目次

規則

- 富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則 3

規則

富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年12月13日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第56号

富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則

富山県旅館業法施行規則（昭和33年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び同項第1号ウを削り、同号エ中「、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号。以下この条及び次条において「民法改正法」という。）附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに」を削り、同号エを同号ウとし、同号中オをエとし、カからケまでをオからクまでとし、同項第2号アを削り、同号イ中「、民法改正法附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに」を削り、同号イを同号アとし、同号中ウをイとし、エをウとし、同号オ中「オからクまで」を「エからキまで」に改め、同号オを同号エとする。

第3条第2項ただし書及び同項第3号を削り、同項第4号中「、民法改正法附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前条第2項第1号ケ」を

「前条第2項第1号ク」に改め、同号を同項第4号とし、同条第4項第3号中「アからエまで」を「アからウまで」に改める。

第7条第1項第2号中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「全有機炭素（TOC）の量は1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は」に改め、同条第2項第1号中「濁度」の次に「及び全有機炭素（TOC）の量」を加える。

第8条第2号中「場合は」の次に「、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ」を加え、「土埃」を「土ぼこり、浴槽水等」に改める。

様式第1号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、同様式備考1(1)ウを削り、同様式備考1(1)エ中「、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号。(2)において「民法改正法」という。）附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに」を削り、同様式備考1(1)エを同様式備考1(1)ウとし、同様式備考1(1)中オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同様式備考1(2)中「及びイ」を削り、同様式備考1(2)アを削り、同様式備考1(2)イ中「、民法改正法附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに」を削り、同様式備考1(2)イを同様式備考1(2)アとし、同様式備考1(2)中ウをイとし、エをウとし、同様式備考1(2)オ中「オからクまで」を「エからキまで」に改め、同様式備考1(2)オを同様式備考1(2)エとする。

様式第2号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、同様式備考(3)を削り、同様式備考(4)中「、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項及び第2項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに」を削り、同様式備考(4)を同様式備考(3)とし、同様式備考(5)を同様式備考(4)とする。

様式第2号の2中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、同様式備考(3)を削り、同様式備考(4)中「、民法の一部を改正

する法律（平成11年法律第 149号）附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに」を削り、同様式備考(4)を同様式備考(3)とし、同様式備考(5)を同様式備考(4)とする。

様式第 3 号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、同様式備考(3)を削り、同様式備考(4)中「、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第 149号）附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに」を削り、同様式備考(4)を同様式備考(3)とし、同様式備考(5)を同様式備考(4)とし、同様式備考(6)を同様式備考(5)とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条、様式第 1 号及び様式第 2 号から様式第 3 号までの改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県旅館業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（生活衛生課）

富山県公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第57号

富山県公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則

富山県公衆浴場法施行規則（昭和23年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「全有機炭素（T O C）の量は 1 リットルにつき 8 ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量

は」に改め、同条第2項第1号中「濁度」の次に「及び全有機炭素（TOC）の量」を加える。

第4条の2第2号中「場合は」の次に「、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ」を加え、「土埃」を「土ぼこり、浴槽水等」に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(生活衛生課)